

第 7 次水質総量削減における総量規制基準の設定方法

(1) 時期区分及び業種等の区分

- ・ 時期区分は第 6 次総量規制基準の時期区分を継続した。
- ・ 業種等の区分は、第 6 次総量規制基準の業種等の区分を継続した。なお一部の業種等に設けていた備考（当該業種等のうち、特定の工程を有するもの等に適用する C 値の範囲を設定したもの）の見直しを行った。

時期区分別水量	項目	COD	窒素	りん
S55.7.1	この期間の水量	Q _{co}	Q _{no}	Q _{po}
	この期間に増加した水量	Q _{ci}		
H3.7.1	この期間に増加した水量	Q _{cj}	Q _{ni}	Q _{pi}
	この期間に増加した水量			

(2) 総量規制の算式

第 6 次総量削減における総量規制基準の算式を第 7 次においても継続した。

$$\text{COD } L_c (\text{kg/日}) = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$$

$$\text{窒素 } L_n (\text{kg/日}) = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3}$$

$$\text{りん } L_p (\text{kg/日}) = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$$

Q は (1) の時期区分別の水量 (m³ / 日)。

C は (1) の時期区分ごとに、環境大臣が定める「業種等の区分」ごとの濃度の範囲内において都府県知事が定める値 (濃度 : mg/L)。

(3) 水域の区分

第 6 次総量削減における水域区分を第 7 次においても継続した。

第 5 次まで	第 6 次	第 7 次
東京湾、伊勢湾、瀬戸内海に共通して適用する C 値の範囲表	東京湾、伊勢湾、大阪湾に共通して適用する C 値の範囲表	
	大阪湾を除く瀬戸内海に共通して適用する C 値の範囲表	

(4) C 値の範囲

C 値の範囲については、別紙の考え方を基本として見直しを行った。

第 7 次における第 6 次からの見直しの概要は次表のとおり。

項目	C 値	東京湾・伊勢湾・大阪湾		瀬戸内海（大阪湾を除く）	
		上限を切下げた業種数	下限を切下げた業種数	上限を切下げた業種数	下限を切下げた業種数
COD	Cco	7	3	0	0
	Cci	4	3	0	0
	Ccj	3	2	0	0
窒素	Cno	7	0	0	0
	Cni	0	0	0	0
りん	Cpo	9	0	0	0
	Cpi	1	0	0	0

注：業種等区分の備考欄を除いた215業種等区分についてのもの。

別紙 第7次総量規制基準のC値の範囲設定の考え方

東京湾・伊勢湾・大阪湾におけるC値の範囲

処理技術動向等を考慮するため、見直し検討を行う業種等の区分を抽出し、排水実態等を踏まえ、見直しの妥当性を検討した。

ア 見直し検討を行う業種等の区分の抽出

これまでのC値の範囲の設定状況や、第6次における各都府県のC値の設定状況、排水基準値などを参考に、見直し検討を行う業種等の区分を抽出した。

C値の範囲が強化されていない業種等の区分

CODについて、C_oの範囲(上限値・下限値)が第1次から第6次まですべて同一である業種等の区分を見直しの検討対象とした。ただし、下限値が10mg/Lのものは除いた。

CODのC_oとC_j、窒素・りんのカ_oとC_iの差が大きな業種等の区分

第6次において、CODはC_oとC_jの上限値同士の比率(C_o上限値/C_j上限値)が極めて大きい業種等の区分(比率が2.0を超えるもの)、窒素・りんはC_oとC_iの上限値同士の比率(C_o上限値/C_i上限値)が極めて大きい業種等の区分(比率が4.0を超えるもの)を、それぞれ見直しの検討対象とした。

国が定めたC値の範囲の上限値より都府県が定めたC値のうちの最大値の方が小さい業種等の区分

第6次において、国が定めたC_o上限値が、都府県が定めたC_oのうちの最大値より大きい場合は見直しの検討対象とした。なお、区分232(いずれにも分類されないもの)は除いた。

暫定排水基準対象業種に該当する業種等の区分

水質汚濁防止法に基づく一律排水基準に対して、平成20年10月1日から平成25年9月30日までの間、窒素に関して4業種、りんに関して2業種を対象に暫定排水基準が適用されている。これらに該当する業種等の区分を見直しの対象とした。

C値の範囲の上限値が一律排水基準値より大きい業種等の区分

第6次におけるC_o上限値が、水質汚濁防止法に基づく一律排水基準の日最大値(COD 160mg/L、窒素120mg/L、りん16mg/L)より大きい業種等の区分を、見直しの検討対象とした。

イ C値の範囲の見直し方法の設定

見直し検討の対象となる業種等の区分を抽出後、以下の考え方でC値の範囲の見直し案を検討した。

C値の範囲が強化されていない業種等の区分

指定地域内事業場における平成21年度の実績最大水質（以下「最大水質」という。）がC_oの上限値未満の場合は、最大水質までC_oの上限値を引き下げる。

CODのC_oとC_j、窒素・りんのC_oとC_iの差が大きな業種等の区分

最大水質がC_oの上限値未満の場合は、最大水質までC_oの上限値を引き下げる。

国が定めたC値の範囲の上限値より都府県が定めたC値のうちの最大値の方が小さい業種等の区分

C_oの上限値を、都府県が定めたC_o値のうちの最大値まで引き下げる。

暫定排水基準対象業種に該当する業種等の区分

C_oの上限値が暫定排水基準の日最大値より大きい場合は、C_oの上限値を暫定排水基準の日最大値まで引き下げる。

C値の範囲の上限値が一律排水基準値より大きい業種等の区分

最大水質が一律排水基準の日最大値を下回っている場合は、C_oの上限値を一律排水基準の日最大値まで引き下げる。

～ の複数に該当する場合

複数の抽出条件に該当し、それぞれに対応した見直し方法で得られた結果が異なる場合は、引き下げた結果の値が最も大きな値（引き下げ幅が最も小さな値）を採用する。

ウ 水質実態等の勘案

見直し検討対象業種等の区分における使用原材料・処理工程・排水処理方式・負荷量排出実績や同一業種の水質実態等を勘案するなどにより、見直し案の妥当性を個別に判断し、必要に応じ見直し案の修正を行った。また、総量規制基準は排出負荷量で規定されることから、水質のみで評価を行うことなく、C値の範囲の見直しが排出負荷量として遵守可能かどうか、という観点からも評価を行った。

エ 留意事項

C 値の上限値・下限値の設定最低単位、範囲の幅等については、下表のとおりとする。C_oの上限値の見直しの結果、C_oの下限値との差(C_o値の範囲の幅)が下表に示した幅を保てない場合は、適切な幅が保てるようにC_oの下限値を下げる。

表 C 値の範囲の幅等

水域	COD	窒素	りん
設定最低単位	5mg/L		0.5mg/L
C 値の範囲の幅 (上限値と下限値の差)	10mg/L 以上 ただし、下限が 10mg/L の場合は 5mg/L 以上		1mg/L 以上 ただし、下限が 1mg/L の場合は 0.5mg/L 以上
下限値の最低値	10mg/L		1mg/L
C 値の範囲間の関係	C _i 及び C _j C _o かつ C _j C _i	C _i C _o	

大阪湾を除く瀬戸内海における C 値の範囲

平成22年3月の中央環境審議会答申「第7次水質総量削減の在り方について」では、現在の水質が悪化しないようにするために、生活排水対策を進めるとともに、従来の工場・事業場の排水対策等を継続して実施していくこととされたことから、C 値の範囲は第6次のままとし、変更は行わなかった。